

第九十一條ノ定ムルハ...

第六章 動産ノ取得時効

第百四十四條 本條ノ規定ハ既ニ屢々示シ

タル所ノモシテ又諸國ノ法律中殆ト之

ニ設ケサルモリアラズ其明定スル所ニ

即時ノ時効ナリト云フコトヲ得ハシ

然ルニ此即時時効ト稱ハ之ヲ批難スルモ

アリ其説ニ從ハハ時効ノ効力タルニ外

ナリ故ニ本條ニ定ル如ク時ノ原素ヲ缺

リ名ヲ付スルニ此名稱ヲ以テスルハ其當

ヲ得スト然所謂ニル時間ノ必要ハ未タ證明

セ
一
タ
リ
ト
云
フ
可
ラ
ス
抑
々
取
得
時
効
ト
称

ス
ル
時
効
ノ
真
ノ
基
礎
ハ
台
有
タ
リ
在
時
諸
國

ノ
法
律
ニ
就
テ
考
フ
ル
モ
不
動
産
ニ
付
テ
ハ
此
占

有
カ
長
ク
繼
続
ス
ル
コ
ト
ヲ
必
要
ト
シ
タ
ル
ハ
明
カ

ニ
テ
且
其
旨
ヲ
得
タ
ル
モ
ノ
ナ
リ
然
レ
モ
動
産

ニ
付
テ
ハ
當
初
一
年
ノ
右
有
テ
以
テ
足
レ
リ
ト
セ
シ

モ
ス
如
ク
ナ
ル
ト
キ
ハ
急
慢
ナ
ル
所
有
者
ヲ
保

護
セ
ン
カ
為
ノ
ニ
最
モ
正
実
ニ
シ
テ
最
モ
注
意
セ

テ
為
シ
タ
ル
讓
渡
行
ノ
安
全
ヲ
害
ス
ル
コ
ト
ヲ
解

シ
一
變
シ
テ
之
ニ
異
リ
タ
ル
慣
習
及
ヒ
判
決
例
ト

為
テ
次
テ
近
代
ノ
法
律
ニ
於
テ
ハ
時
間
ノ
繼
続

三
一
變
シ
テ
之
ニ
異
リ
タ
ル
慣
習
及
ヒ
判
決
例
ト

為
シ
テ
次
テ
近
代
ノ
法
律
ニ
於
テ
ハ
時
間
ノ
継
続
。

ノ
條
件
ナ
ク
唯
古
有
カ
或
ル
固
有
ノ
資
格
ヲ
有
ク
ス
。

凡
ク
以
テ
足
レ
リ
ト
ス
ル
ニ
至
レ
リ
。

本
ノ
條
ニ
依
リ
ハ
古
有
ニ
二
箇
ノ
資
格
備
ハ
ル
。

ト
シ
テ
必
要
ト
ス
而
シ
テ
此
ニ
二
箇
ノ
資
格
ハ
不
動
産
ノ

取
得
時
効
ノ
場
合
ニ
在
テ
時
効
ノ
期
間
ヲ
二
分
ノ

ノ
一
ニ
短
縮
ス
ル
所
ノ
モ
ノ
十
リ
即
チ
古
有
カ
正
。

權
原
ト
善
意
ト
ヲ
以
テ
取
得
セ
ラ
レ
タ
ル
コ
ト
ヲ
要
ス
。

入
ル
而
シ
テ
何
等
ノ
期
間
ヲ
要
セ
ス
唯
所
有
者
ノ
配

偶
者
及
ヒ
管
理
人
ニ
関
シ
ニ
二
箇
ノ
例
外
ヲ
設
ク
ル

ノ
第百三十四條及七第百三十五條參看

看
一
時効ノ定義ヲ示スニ當リ時ノ條件ヲ加

ハ而シテ本條ノ時効ヲ例外ト為シタルハ實ニ

●動産ノ時効ニ何等ノ時間ヲモ要セザルカ

故
十
リ
一
第
八
十
九
條
參
看

此
動
産
ノ
占
有
力
時
間
ノ
繼
続
ヲ
要
セ
ズ
シ
テ
時
効

ノ
●利益ヲ生セシムルコト是レ至大ノ恩典ナ

ナ
リ
今
其
至
當
ナ
ル
理
由
ヲ
說
明
ス
ヘ
シ

今
先
ツ
此
ニ
注
意
ス
可
キ
ハ
本
案
ノ
規
定
ス
ル
所
單

●有體ノ動産ニ止リ無體ノ動産ノ取得時効

●八第百四十九條ニ之ヲ規定スルコト是ナリ

有體ノ動産ニ止リ無體ノ動産ノ取得時効

八第百四十九條ニ之ヲ規定スルコト是ナリ

抑モ有体動産カ所有權ノ証書ヲ請求スルコ

トモナク又之ヲ容易ク差出スルヲ得ルコト無

クモシテ甚ク瞬速ニ授受セラレ所有者ヲ變

ル本邦ニ於ケルモ歐洲ニ於ケルモ普

通ニ觀ル所ノ事實タリ若シ買主若クハ受贈

者カ其實ニ豫想スルヲ得サル取戻ヲ受ク

ルハ是ヨリシテ一個人ノ大ナル損害ヲ生

ス如キモノ數多ナル片ハ終ニ一般ノ損

害トナルヘシ而シテ若シ此損害ニシテ非常

●ノ注意ヲ以テ僅カニ之ヲ避クルト得ルト

●ノモ之カ為メ尚ホ動産ニ存テノ取引ヲ妨

ケル更ニ大ナル一般ノ損害ヲ來スヘシ

若シ占有ニシテ正権原ト善意トノ二箇ノ資格ヲ

併有スル片ハ之ノ以テ所有権ノ完全ナ

ル権原ト為スルヲ規定セルハ實ニ此ニ様ノ弊

ニ害ヲ防カシカ為メ之ニ而シテ此占有ニハ總

テノ時ハ條件ヲ免除セザル可カラズ蓋シ或

ル●國ノ法律ニ定ムル如ク一年内ニ取戻ヲ為

スル●得ヘシトセハ右ニ掲ケタル弊害ハ到

●底之ヲ免ル●ト能ハサレハナリ

ス
ト
得
シ
ト
セ
ハ
右
二
掲
ケ
タ
ル
弊
害
ハ
到

底之ヲ免ルコト能ハサレハナリ

又時効ハ占有ノ正権原及ヒ善意ナルニ箇ノ條

●件ヲ要スルノコトカ故ニ更ニ進テ此ニ箇

ノ●條件ノ備具スルコトヲ證スル方法如何

ヲ説明スヘシ

(老)若シ占有者ニシテ正権原ニ依リテ占有スル

コトヲ直接ニ証セシ片善意ハ一般ニ推定セラ

ル●モノナリ(第一百八十七條參看)

然●
シテ所有権ヲ得ヘキ権義上

ノ●所為ニ依リテ動産ヲ受取りシトハ占有者

ル
輕
易
ニ
シ
テ
總
テ
ノ
反
對
ノ
証
據
ヲ
以
テ
之
ヲ
破

ノ	レ	シ	リ	ス	ク	カ	キ	キ	ク
●推定ヲ許サレ	然リ故ニ必スヤ正権原ノ成立ニ付キ法律上	シムルハ殆ト為シ難キ所ナレハナリ夫	リト証書ヲ作ルノ違フラス又証人ヲ立會ハ	スル取引ノ瞬速ナルカ故ニ縱ヒ私署ノモノ夕	クルモト云フベシ何トナレハ動産ニ関	カ是レ特ニ有益ナル此時効理論ヲ無効ナラシ	キ若シ斯ノ如キ義務ヲ占有者ニ負ハシメ	キヤハ財産編第百八十一條參看	クシテ直接ニ立証スルノ義務ヲ負ハシム

推定ヲ許スルヲ得ル周ヨリ此推定タ

ル輕易ニシテ總テノ反對ノ證據ヲ以テ之ヲ破

ル得ヘシ是レ本條第二項ニ明示スル所

第百四十五條動産ニ関シ即時ノ時効ヲ認メ

タ九諸國ノ法律ハ盜難及ヒ遺失ノ場合ニ付

本行ニ簡ノ例外ヲ設ケタリ本法ニ於テモ亦然

リト雖モ占有者ノ利益ヲ犧牲ニ供ルコト甚

タ小ナリ

北時効ヲ通用スル通常ノ場合ニ於テハ動産

所有者カ自己ノ所有物ヲ他人ノ引渡スニ

、

、

委シタルハ所有者ニ於テ不注意若クハ懈怠

ノ過失ヲ免カレズト言フヲ得シ然ル

ニ若シ所有者ニシテ偷盗ノ犠牲ト為リ若シ

ハ偶然已レテ物ヲ失ハシテ即チ所有者

ハ通常ノ注意ニ拘ハラズ之カ豫防ヲ為ス

ヲ得サリシモ人ト看做サレ可キ人事實ナリ又

父偷盜若クハ拾得者ヨリ占有ヲ取得スル者

ハ通常已レニ提供セラレタル物ニ付キ疑フ

キ廉アルヲ察スルトテ得ヘク從テ十分ノ

注意ヲ為サレ可ラズ而シテ已ニ疑点アル以

上ハ之ト契約スヘキニ非サレナリ此ニ於テ

注意ヲ為サニル可ラズ而シテ已ニ疑点アル以

上ニハ之ト契約スヘキニ非キルナリ此ニ於テ

カ縦七占有者カ正権原ヲ有シ且善意ナルモ

モ其占有者ニ對シテ取戻ヲ訴フルナリ許スモ

ノ方ナリ然レモ本法ハ喪失若クハ偷盜ノ時

ナリシテ一年ノ間此取戻ヲ許スナリ而シテ此

ノ期間ハ所有者ヲ保護ル為メ十分ナルモ

本條ノ第二項ヲ以テ決定スル問題ハ多少

ノ疑ヲ為スヘキ所アルヘシト雖モ已ニ例外

ヲ設ケタル理由ヲ是認スル以上ハ此決定モ亦

夕實ニ當然ノ結果ナリトス

若 所 有 者 力 背 信 若 夕 八 詐 欺 取 財 一 犧 牲 中

ト 為 リ 夕 ル 片 八 之 ヲ 不 注 意 者 九 リ 小 看 做 夕 不

ト 不 當 三 非 廿 ル 十 リ 所 有 者 力 已 レ ノ 物 夕 寄 託

一 三 或 八 之 ヲ 侵 貸 三 或 六 之 ヲ 不 正 十 ル 代 理 人

二 委 七 三 八 其 信 用 六 ル 八 宜 廿 九 得 廿 ル 毛 ノ

十 廿 一 詐 欺 取 財 一 術 策 三 陷 リ 七 片 毛 亦 然 片 他

ノ 一 面 二 付 半 元 見 ル 片 八 詐 取 者 若 夕 八 受 〇

託 者 若 夕 八 代 理 人 卜 善 意 三 有 約 定 三 夕 八 占 有

者 八 決 三 元 不 正 五 物 夕 ル 疑 夕 三 由 十 三 何

ト 十 七 〇 八 此 等 八 人 八 其 讓 渡 三 夕 八 物 夕 自 〇

已 八 物 卜 三 テ 顯 然 占 有 三 而 三 テ 其 物 八 此 等 〇

ト十七ハ此等ノ人ハ其讓渡シタル物ヲ自

己ノ物トシテ顯然占有シ而シテ其物ハ此等

ノ人ニ自由ニ委託セラレタルカ故ナリ夫レ然

リ月故ニ此等ノ場合ニ於テハ善意ハ占有者ニ

對シ取戻ヲ為ス下ヲ許サス

本條ニ規定シタル場合ニ於テハ例外ニ對

スル例外ヲ設ケリ然レモ全ク規則ニ復スル

トヲ為サス乃チ取戻ハ此場合ニ於テモ為ス

トヲ得ルト雖モ此取戻ハ買戻ト云フテ可ナリ

法律ハ此場合ニ於テ占有者カ代價ヲ回復

シ因テ以テ其利益上ニ於テ損害ヲ受ケス只其

便宜止ニ於テ迷惑ヲ受ルニ止ラシムルヲ期望

シテ是レ蓋シ占有者カ買求メタル時ノ情况

ニ於テ占有者ハ讓渡人カ所有権即チ物件

ヲ讓渡スル權利ヲ有スルヤ否ノ疑ヲ生スル

コトヲ得サリシカ故タルヤ明ナリ

此ニ如ク代價ヲ弁済シテ自己ノ物件ヲ回復

スルハ賣主ニ對シテ之カ償還ヲ求ムルヲ

ヲ得ル又賣主ハ其讓渡人ニ對シテ同一人求

メ償ヲ為シ以テ不當ノ利得ヲ得タル盜者

ハ拾得者ニ至ルハキナリ

株券

外

ハ拾得者ニ至ルハキナリ

第百四十七條 公債証書會社株券又ハ債券ノ

如キ無記名証書カ本邦ニ行ハル以上ハ僅

クハ紙片ニシテ各人ノ全資産ヲ組成シ獨

得キ此証書ノ喪失若クハ偷盜ノ結果ニ付

キ特別ナル處分ヲ取ラザルヲ得ス

ハ從來已ニ此事項ニ関シテ制定シタル規則

アリ明治八年五月而シテ此規則ハ尙ホ改正増

補補セラルヘキ点有ルノミナラス要スルニ此

ノ事項ノ具性質上漸次改正ヲ為ス可キモノ夕

ルハ故ニ本條ノ明文ハ之ヲ特別規則ニ讓レ

●リ

第百四十八條

法律ハ是ニ至ルマテ正権原及

善意ノ占有ノ事ヲ規定セリ

此故ニ正権原又ハ善意ナキ占有ノ場合ニ於

テ其時効ノ期間如何ヲ決セザル可ラス而シテ

テ本条ハ之ヲ三十ノ年ト定ム蓋シ此三十ノ年

ノ期間ハ物上訴權及ヒ對人訴權ノ通式ノ期

限ナリ蓋シ動産ハ概子不動産ニ比ス

レハ價格重要ナラザルヘシト雖モ之カ為メ

ニ惡意ノ占有者ヲシテ不動産ノ場合ニ比シ

一層短キ時効ノ利益ヲ得セシムヘキニ非ス數

一 惡意ノ占有者ヲシテ不動産ノ場合ニ此ニ

一 層短キ時効ノ利益ヲ得セシムヘキニ非ス數

年ヲ經過シタル後ニ於テ真ノ所有者ガ他

人ノ占有スルヲ發見スルニハ事實上已ニ困難

ナリ爲シテ其占有者カ惡意ナリニ當リ法律

上ニ一層所有者ノ權利行使ヲ制限シ此困難ヲ

シテ更ニ甚シカラシムルヲ要セシヤ

第百四十九條 其性質動産タル物件ト雖

法律ノ定メタル或ル條件ニ從ヒ不動産ニ備

付ケラレタルハ用方ニ因レル不動産トナ

ナルコト已ニ財産編第九條ニ於テ明定セル所

ナリ

イニ

ニ

ニ

ニ

若此等ノ物件カ所有者ノ意ニ依ルニ雖モ再上之ニ備テ

又此所有者ノ意ニ依ルニ雖モ再上之ニ備テ

ハ有ケラレ目付以テ只一時不動產ヨリ離ル

ルト時効ニ関シテハ不動產ノ規則ニ從フ

モノ信不可カラス此等ノ物件ハ所有者カ

力等実及ヒ意思上等之ヲ不動產ニ附着セ

ル間ニ非ズルハ不動產カスニ是レ所

テ所有者カ之ヲ動産質ニ與スルヲ得ル所以ナ

又所有者ノ用方ニ因リテ動産ト看做サレテ不

又	セ	カ	ル	テ	ハ	方	十	動	又
本	レ	レ	ル	不	動	二	二	産	所
條	レ	テ	ニ	動	産	於	條	ニ	有
ハ	且	取	非	ハ	ト	テ	看	付	者
動	時	得	カ	時	ニ	三	參	テ	ノ
産	効	者	ル	効	占	モ	何	ハ	用
ノ	ニ	ニ	ナ	ノ	有	セ	ト	反	方
包	確	引	リ	事	セ	日	ナ	對	ニ
括	ル	渡	然	三	ラ	具	レ	ノ	因
及	ヘ	ル	ル	府	レ	出	ハ	論	リ
ヒ	シ	、	ニ	キ	サ	地	縱	決	テ
記		ヤ	其	テ	ル	ニ	令	ヲ	動
名		動	一	動	カ	附	一	下	産
債		産	旦	産	故	著	時	夕	ト
權		ト	土	ト	ナ	ス	及	セ	看
ヲ		シ	地	同	ル	ル	ヒ	リ	做
以		テ	日	視	而	以	假	財	ル
テ		占	リ	セ	ニ	上	入	産	、
即		有	分	ラ	去	ニ	任	編	不

即時ハ時効以外ニ置ケリ蓋シ之ヲ取得セシムル

ト欲スル者カ譲渡人ノ權利ヲ証明セシムル

コト懸ク容易ナルカ故ナリ

此既即時ノ時効ヲ以テ此等ノ動産ニ適用セ

ササル以上ハ法律ニ之ヲ不動産ノ時効ニ從

ハシムルヤ勿論ナリ何トナレハ之カ為ルニ時

効ノ第三類ヲ設クベキ理由之レ有ラサレハ

ナリ此故ニ若シ占有者ニシテ正権原ヲ有シ

且善意ナル片ハ時効ハ十五个年タル可ク若

シ又此二箇ノ條件ハ一ヲ缺ク片ハ時効ハ三十

个年タル可ク

今亦年々可也
八
一
九
缺
夕
片
ハ
時
効
ハ
三
十

法律、規定に依り、又ハ法律ノ定メタル場合

於テ人ヲ指示ニ依り、不動產ト為リタル債

債權ニ付テハ何等ノ規定ヲ設ケズ、第一條

第ニ号第三号第六号參看一蓋シ此ノ如キ債

權ハ法律上純然タル不動產ナレハナリ

又記名債券ニ付テハ一、注意ヲ要スル点アリ

リ即チ時効ニ依リ原始ノ債權者ト為ルノ問題

ヲ生シ得ヘカラサルコト是ナリ即チ他人ヲ

シテ其債權者ナリト信セシメ而シテ此債權ノ

每年利息亦清不受之斯如久...

一定年限ヲ經過シタル後真ニ債權ヲ取得ス

九 非ニ至ラシムル如キ時効ノ問題生ハレ...

六 非ニ此レハ此時効ニ他ノ場合ニ...

● 於テ此時効ノ更ニ相類シル所ヲサレ...

新 夫レ記名ノ債券ヲ取得時効ヲ認許スル...

若 夫レ記名ノ債券ヲ取得時効ヲ認許スル...

口 夫レ得ルトモ只此權利力或ル人ノ利益...

於 為メニ成立シ而シテ他人ノ正権原及ヒ...

上 善意ヲ以テ若クハ奪領ニ依リテ之ヲ占有シ...

● 自己ノ權利トシテ行使セシ片ニ於テ之...

ニ	十	八	●	凡	ノ	●	斯	レ	●
●	ヲ	十	使	●	行	●	斯	●	●
於	得	條	=	右	使	ル	ノ	有	自
テ	ハ	參	依	ハ	セ	カ	如	ル	己
ハ	夕	看	テ	物	ラ	ラ	キ	ヲ	ノ
他	又	而	成	ノ	レ	サ	時	得	権
ノ	對	シ	立	有	タ	ル	効	ト	利
場	人	テ	ス	形	ル	コ	ヲ	シ	ト
合	ノ	具	ル	上	下	下	認	テ	行
=	モ	權	下	ハ	ヲ	言	ル	行	使
於	ノ	利	ヲ	占	假	フ	=	セ	=
テ	タ	ハ	得	有	定	ヲ	ハ	シ	片
モ	ル	物	ハ	=	ス	待	必	ニ	於
已	下	上	シ	関	ル	タ	ス	ヤ	テ
ニ	ヲ	ノ	(財	セ	所	ス	是	占	之
債	得	モ	產	ス	以	是	レ	有	ヲ
權	(向	ノ	編	權	ナ	レ	權	ナ	ノ
ノ	上	タ	第	利	リ	權	利	カ	之
占	本	ル	百	ノ	行	利	カ		
有	法	和	八	行		カ			

善意ヲ以テ若クハ奪領ニ依リテ之ヲ占有シ

二種々ノ有益ナル効力ヲ與ヘタリ第一ノ場

合ハ債權ノ占有者ニ為シタル糸濟ノ有効ナ

ル所ト是ナリ同編第四百五十七條參看此

場合ニ於テ占有ノ効力ハ占有者ノ利益ニ於

テ認メラレタルニ非スニテ債務者ノ利益ニ於

テ法律ノ認メタル所ナリ然レモ亦以テ立法

者ノ債權ノ占有ヲ認メタル下ヲ証スルニ足

本應法中占有者ノ利益ニ於テ債權占有ノ効

力ヲ認メタル他ノ三ノ場合ニ於テ即

子同ノ日附ヲ有シ又ハ全ク日附ヲ有セ

ノ	リ	利	然	九	三	出	ハ	ル	子
・	ト	用	無	九	十	庫	追	二	同
利	ト	シ	ラ	條	四	セ	認	箇	一
息	ト	之	ハ	第	條	サ	証	ノ	ノ
若	原	ヲ	則	四	第	九	書	証	日
ク	則	行	チ	号	二	原	ハ	書	附
ハ	ニ	使	或	参	号	証	証	ノ	ヲ
年	於	ス	ル	看	第	書	書	前	有
金	テ	ル	債	シ	五	ニ	ノ	後	シ
ノ	定	片	権	ハ	十	代	写	ヲ	又
弁	ム	ハ	ニ	ハ	七	補	又	定	ハ
済	ル	則	附	ハ	條	ス	ハ	ム	全
ヲ	ヲ	チ	着	ハ	第	ル	騰	ル	ク
受	得	其	シ	ハ	四	ト	本	ト	日
ル	ヘ	債	タ	且	号	キ	ノ	キ	附
如	シ	権	ル	且	及	ハ	写	ハ	ヲ
キ	而	ノ	権	且	七	本	ヲ	以	有
ハ	シ	占	利	且	第	編	テ	テ	セ
第	テ	有	ヲ	且	五	第	提	又	十
一	定	ア	ハ	且	十	十			
	期								

力
ヲ
認
メ
ル
ハ
他
ノ
三
ノ
場
合
ニ
於
テ
ハ
即

第七章 免責時効

四二 權利人行使ナリト云フヲ得ヘシ此占有ノ

ハ多少継続スルノ点ニ於テ利益ヲ有スルモ

クナリ又保存ノ所為ヲ為シ或ハ其債權ノ為

ニ質若クハ登記シタル抵當ヲ有スル如キモ

三シテ債權ヲ占有スルモノニシテ且已ニ利息

ヲ受取メシト否ト問ハズ又担保ノ有無

ヲ分ク不債權元本ノ全部若クハ一分弁済

ヲ受諾スル如キ亦然リトスルハ本ノ

本條ニ從ヒテ債權ノ取得時効ヲ成就セシム

ルル得ル所ノモノハ實ニ此占有ナリ

第七章

免責時効

第一百五十條 時効ニ関スルノ總說ニ於テ已

ニ免責時効ノ原則上單ニ法律力債權者ニ其權

利ヲ行使スルニ足ル可シトシテ与ハタル時

時期ノ間債權者力何等ノ行使ヲモ為サズリシ

ヲ以テ唯一ノ要件トスルコトヲ明ニシ

ル外弁済ノ推定ハ實ニ此債權者ノ無為ヲ以テ

テ基礎トスルモノナリ此点ニ付テハ更ニ研究

スルニ要セス

三 十年ノ期間ハ免責時効ノ通例ノ期間ニシ

之
且
之
力
最
長
期
ハ
ル
コ
ト
已
ニ
屢
々
之
ヲ
述
ヘ

タ
リ
人
或
ハ
之
ヲ
長
キ
ニ
過
ル
ト
為
ス
モ
ノ

ア
ラ
シ
然
レ
モ
是
レ
諸
國
ニ
於
テ
古
來
ノ
慣
行
ナ
ル

ノ
ハ
十
ノ
ス
既
ニ
不
動
產
ノ
為
メ
ニ
此
ノ
期
間
ヲ

採
用
シ
タ
ル
以
上
ハ
債
權
タ
ル
各
人
ノ
財
産
ノ
部

部
分
ヲ
時
効
ニ
對
シ
テ
保
護
ス
ル
ト
不
動
產
ノ

財
産
ノ
部
分
ヲ
保
護
ス
ル
ニ
比
シ
テ
更
ニ
薄
カ
ル

人
ノ
理
ア
ラ
バ
凡
ク
又
債
權
即
チ
義
務
ノ
原

由
ニ
從
フ
數
多
ク
例
外
ア
リ
而
シ
テ
次
章
ノ
目
的

タ
ル
特
別
ノ
時
効
ヲ
見
ル
ト
キ
ハ
三
十
年
ノ
時
効

ニ
從
フ
所
ノ
モ
ノ
ハ
甚
タ
少
ナ
キ
ヲ
知
ル
可
キ
ナ

特別ノ時効ヲ見ルトキハ三十年ノ時効

ニ從フ所ノモハ甚ク少ナキヲ知ル可キナ

リ不動産賣買ノ代價ノ債權金錢貸借ノ債權

權使用貸借寄託委任和解更改等ノ債權民事

ノ訴力重輕罪ノ申立ヲ含蓄セザル片不正ノ損

害ヨリ生ズル債權及ヒ不當ノ利得ヨリ生ズ

ル債權ハ其例トシテ示スヲ得ベシ

免時効ノ期間ハ債權者ノ要求スルノ權利ヲ有

スル時ヨリシテ始メテ進行スル本條ノ特

ニ掲クル所ナリ是レ種々ノ停止ヲ暗ニ指示

ルモノニシテ今茲ニ說明大要セザル所

就中期限及此條件ノ如キ是ナリ（第百二

十五條參看）

第百五十壹條 年賦金ト年々ノ利息トヲ混合

スル可カラズ法律ハ每年數ヲ分テ年済ス可

キ元本ノ債務ニ付キ規定スル旨ヲ示セリ若

シ利息ニ関スル片ハ時効ハ各年ノ利息ニ付

中ハ五年ヲル可シ（第百五十六條第一号參看）

然ル此言謂フ所ノ各年賦金ハ一人元本

ナリ而シテ時効ハ各年賦金ニ付三十年タル可

キナリ

法律ニ
縱令利息力年賦金中ニ包含セラル

法律ハ 縦令利息カ 年賦金中 包含セラル

ト 半 雖モ 時効ハ 分 無クシテ 二箇ノ 債

務ヲ 合シテ 差別ナク 適用セラル可ク 計算

各年賦金ニ付テハ 時効ハ 起算点ハ 其要求期

ノ 賦金ニ付テハ 時効ハ 起算点ハ 其要求期

凡無期ノ 終身ノ 借手問ハ 六年金 他

ト 異ナル 性質ハ 元本ノ 要求スルカニ 付テハ 点ニ

了ルコト已ニ 述ベタル所ナリ 財産取得

編 第七十三條及ヒ 第九十一條 参看 故

債権ハ 時効ニ 依リテ 消滅スルヲ 得スト 信

不
推
定
思
想
以
時
効
説
明
不
心
説
三
在
リ

下
然
レ
比
年
金
権
入
時
効
ハ
有
リ
得
レ
未
モ

又
無
期
年
金
権
三
付
天
心
設
定
間
リ
三
十
年
ヲ
經

并
通
要
求
三
之
ヲ
以
テ
直
ニ
債
権
者
カ
元
本
ノ
得

廿
七
可
レ
何
レ
以
レ
ハ
此
権
利
ハ
正
ニ
債
権
者

二
七
属
レ
非
心
如
故
十
然
レ
氏
繼
レ
元
本
當
債
権

者
之
ヲ
要
求
ス
レ
得
ル
ハ
債
務
者
ハ
之
ヲ

迅
還
ス
ル
コ
ト
ヲ
得
ル
モ
ハ
夕
ル
ヲ
想
起
ス
ル
ト

迅
還
ス
ル
コ
ト
ヲ
得
ル
モ
ハ
夕
ル
ヲ
想
起
ス
ル
ト

迅
還
ス
ル
コ
ト
ヲ
得
ル
モ
ハ
夕
ル
ヲ
想
起
ス
ル
ト

者之ヲ要求スルヲ得ルモ債務者ハ之ヲ

返還スルコトヲ得ルモノタルヲ想起スルヲ

要スル(財産取得編第百九十二條第一項)

參看

夫鬼レ然レ然ラハ元來債務者ヲ保護スル為

ノ立法者カ至當カ理由ヲ以テ之ニ付与シ

ル買戻ノ權利ヲ使用ニ夕リト推定スルモ決シ

テ妨テカレ可シ集レ亦時効ノ普通法ノ範圍

内ニ在ルモノナリ

然ルニ時効ノ普通法ト相離ルノ所ノモノ有

リ即チ十年ヲ超過セザル或ル時期ノ間ハ債

日務者カ買戻權利ヲ使用セザル可キコトヲ要

要約スルハ債權者ニ許ス下是ナリ第百九十

二條第二項參看夫レ然ル時ハ弁済ノ請求

モ任意ノ返還モ共ニ為シ能ハザルモノ夕

ルハ一般ノ原則ニ從ストキハ時刻ヲシテ任

意ノ返還ヲ遲延スル期限ノ満了ノ時ヨリ始

メテ進行セシメザル可ラズ

今此論決テ立法上採用スルニ付キテハ何等

ノ批難ナカレ可キヤ大セリ然レモ四十年

ニシテ成就スルハキ遠遠ナル時刻ヲ採用スル

ニ付テハ躊躇セザルヲ得ク而シテ殊ニ此ニ研

ニシテ成就スハキ遠遠ナル時効ヲ採用スル

ニ付テハ躊躇セザルヲ得ク而シテ殊ニ此ニ研

究スル場合ニ於テ債権者カ容易ニ時効ヲ中

断スルハ得ヘキヲ考察スル片ハ時効ヲ

天設定ノ時ヨリ進行セムル下決シテ不當

ニ非ザルハ推定ハ債務者ニ於テ強ク返還ヲ

且軼ル弁済ハ推定ハ債務者ニ於テ強ク返還ヲ

為^ス得^ルハ得^ルカ^ル期間^ノ十^ケ年^ヲ加^{フル}ル

モ尚ホ三十年ノ時間ヲ以テ之ヲ説明スルハ

ヲ得ヘシ蓋シ債権者ト債務者トノ間ニ此期間

●ヲ抛棄スル旨ノ合意アリタルヲ得ヘケレ

注意
 不可
 若
 然
 也
 然
 債
 務
 者
 於
 受

予	ヲ	ヲ	●	ノ	了	時	●	然	ハ
●	受	●	権	十	リ	効	ヲ	然	少
他	取	有	者	分	実	ヲ	説	ト	ト
人	リ	ス	ハ	十	=	中	明	ト	リ
書	外	ル	年	ル	債	断	不	期	ハ
類	ル	モ	金	関	権	ス	ル	限	ハ
ヲ	旨	テ	ノ	係	者	ル	所	ハ	ハ
債	ヲ	十	各	ヲ	=	コ	ハ	効	ハ
務	証	リ	弁	示	シ	ト	モ	力	ハ
者	明	唯	済	ス	テ	願	人	ノ	普
ヨ	ス	債	=	一	受	ル	ハ	通	法
リ	ル	権	於	=	取	容	主	法	=
取	返	者	テ	注	書	易	上	=	関
置	り	ハ	其	意	中	ナ	シ	ハ	ス
ク	証	年	年	ス	=	人	テ	ル	此
下	書	金	金	ル	其	一	債	例	外
ヲ	若	ノ	権	片	権	点	権	者	ノ
●	少	弁	入	ハ	原	=	者	ハ	時
	ハ	済	追	其	ト	●	時	外	
	總	●	認	債	ト				

テ
他ノ書類ヲ債務者ヨリ取り置ク

注意ス可シ若シ然カセサレハ債務者ニ於テ受

取書ヲ保存シ且債務者ハ弁済シタル下無シ

ト謂フヲ得ヘキカ故ニ時効ハ定期中斷

ノ証據ハ債権者ニ欠缺不可シ

債權者ニ与ヘタル時効ノ第二ノ中斷方

法ニテ此事項ニ特別ナルモハ三十年

満了ニ先ツ二年ノ内ニ本條ノ記スル如ク

其權利ノ追認証書ヲ要求スルニアリ而シテ

若シ債務者カ此等ノ証書ヲ与フルヲ拒ミ終

ニ強制ノ方法ニ依ルトキハ其費用ハ債務者

一、負担之可少若之反債務者力要

二、承服之費用僅少之且共同

夫起然債權者縱此時効力期限

一到來前進行始之雖毛為何等

一、現實之危難二、遇ハカレ相債

又利息附貸借之事項於之追認証書ヲ要求

ト然レ何トモ若シ債務者ニシテ任意ニ

ト外ハ許スコト此人如クナル規定アルコ

下、追認証書ヲ与ルト拒ム片ハ債權者

債務者ニ強テ返還ヲ為サシムルハ債權者

債務者ニ強テ返還ヲ為サシムルハ債權者

下
追認証書
与
ル
ト
ヲ
拒
ム
片
ハ
債
権
者
ハ

ハ
積
務
者
ニ
強
テ
返
還
ヲ
為
サ
シ
ム
ル
ハ
債
権
利
ヲ
有

シ
テ
蓋
シ
此
ノ
如
キ
ハ
要
求
期
後
殆
ト
三
十
年
ニ
垂

ル
ト
於
テ
生
ス
ハ
キ
場
合
ナ
リ

本
條
終
身
金
ニ
モ
適
用
ス
ル
此
点
付
テ

ハ
疑
ヲ
生
ス
ル
理
由
ナ
ク
何
ト
モ
ハ
終
身
金

身
金
ノ
元
本
ハ
假
想
ノ
モ
ト
シ
テ
過
ス
ル
債

権
者
之
ヲ
要
求
ス
ル
ト
シ
テ
得
ス
又
債
務
者
ヨ
リ
之

シ
テ
返
還
ス
ル
ト
シ
テ
得
サ
レ
ハ
十
リ
既
ニ
然
ル
ト

ハ
設
定
ノ
日
附
ヨ
リ
三
十
年
ノ
後
ニ
年
金
権
ハ
返
還

ニ
依
リ
テ
消
滅
セ
タ
リ
ト
推
定
ス
ル
ト
甚
夕
解
ニ

難
未
毛
戶
能
如
三
是
中
許
多
以
債
權
及
論
也

然
難
以
既
當
事
者
不
常
三
更
改
和
解
合
意
上
入
免
除

如
新
十
九
合
意
不
為
不
權
利
類
有
也
三
力
故

新
年
金
一
奔
濟
又
小
其
他
方
法
依
律
中
斷

甲
刑
收
知
戶
無
財
三
元
終
身
年
金
在
發
生
以
來

三
十
年
不
經
過
七
年
場
合
二
於
法
者
九
當
事
者

致
三
元
正
當
十
元
消
滅
不
以
外
推
定
不

既
已
担
保
編
第
百
十
五
條
既
於
天
述
三
元
半
如
查

久
債
權
者
人
為
不
動
產
質
占
有
不
債
務
消
滅

人
後
下
雖
毛
尚
亦
容
段
人
毛
人
夕
而
三
元
第
百
三

第	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
百	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
六	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
條	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
參	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
看	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
此	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
故	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
ニ	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
債	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
務	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
者	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
ノ	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
所	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
有	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
權	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
十	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ
ル	ル	●	然	ニ	セ	ハ	ハ	十	ハ

債
務
者
ノ
為
ス
ル
動
産
質
ノ
有
ル
債
務
ノ
消
滅

物權上同時債務者一人權即債權亦有

此免債權亦免責時効又免

決三之無占有人容假此点何

影響及不何上レ免責時効ハ

債權者無為根基此力故レ此

今本條於法律力断定不可唯一問題

此免責時効不計算点如何

本法律上方法一依此債務人消滅時又

然レサルヲ得サレナリ蓋シ債務ニ消滅

也

然レテ得ルハ蓋シ債務ニシテ消滅

七、物主ノ間ニ債務者ハ質物ノ返還ヲ要求スル

子、物主ノ得スル第百十條及七第百五條參着

子、債務者ハ此時ニテハ返還ノ訴ヲ為ス

大、法律上不能ノ場合ニ在ルモ、十、此ノ詳

詳言スレハ時効カ已レノ利益大為人ニ停止セ

テ、通常ノ場合ニ在ルモ、十、

然、然、モ債務ノ消滅ノ法律上ノ方法中ニ債

●、務ノ免責時効ヲ加フ可ク是レ元來此法

律上ノ消滅方法ノ推定ニモテ債権者カ質物

ノ占有ヲ為ストキハ債務者ハ其債務ノ免責時

効を得ルコト能ハルモノナリ

百十四條參看

第八章特別ノ時効

第一百五十四條一般ノ人ノ身分ニ関スル權利

ハ之ヲ行用スルハ怠慢ニ依リテ失フヲ得

又身分ハ長キ占有ニ依リテ此權利ヲ取得

スルコトヲ得ルニ蓋シ其関スル所算ニ

一個人ノ利害ハ之ニ非スニテ一般ノ利害亦之

レニ関スルコトナリ果テ以テ身分

ノ取得及ビ喪失ハ時効ニ比シテ一層直接

ル原因ニ因ルモ人ノ意思ニ関スル

取得及此喪失の時効は比して一層直接

原因因ルモ人ノ意思に關スル

少キ條件ニ從フモ大ナリ

然然ト人等編中ニ掲クタル婚姻ノ無効ニ關

スル或ル訴権ハ定マリタル期限内ニ提起ス

ル要シ此期限ヲ經過スレハ婚姻ノ攻撃

ス可カラサルモトス故ニ此期間經過スル

テ行使セザルトキハ其訴権ハ時効ニ罹ルモノ

トス

本條ハ其明文ニ記スル如ク相続人若クハ包

括権原ノ承継人ノ資格利唱スルヲ以テ目的

ト 訴権ノ期限ヲ規定スルモ、トテ右

ト 同一ノ名義ヲ以テ死者ノ財産ノ全部若クハ

ハ 一分ヲ占有スルモ、ニ對シテ行使スル物上

ノ 訴権ナリ而シテ相続人又ハ包括権原ノ受遺

者ノ資格ノ確認ハ此資格ニ附着シタル相続

ノ 財産ヲ請求者ニ返還スルヲ以テ其結果ト

為ス

若シ相続ノ一箇又ハ數箇ノ財産ノ占有者

ヲ買主又ハ特定ノ受遺者トシテ若クハ他ノ特

ニ 定名義ニテ之ヲ占有セシ片ハ之ニ對スル請

求 遺産請求 訴権ニ對スル請

● 定名義
テ之ヲ占有セシ
片ハ之ニ對スル請

● 求 ● 遺產請求
テ之ヲ占有セシ
片ハ之ニ對スル請

● 取戻ノ訴ニ依ルハ
而シテ其時効ハ不動

● 動產ニ付テハ十五年若クハ三十年如ク可ク動

● 產ニ付テハ即時タレ可シ
● 借入

● 若クシ之ニ反シテ占有カ包括權原ニ基クテ

● 八時効ノ期限ハ總テ三年ニシテ動產ニ関

● 不~~レ~~動產ニ関スルト別タズ亦正權原

● 花~~レ~~ノ善意ノ有無ヲ問ハサルナリ

● 此地長期時効ハ資産ノ全部若クハ一分得喪

● 二関スル場合ナルト相続ノ開始及ヒ相続人又

八 受遺者 各權利 二 閱 相統 人 加 過失 大 久 也

三 知 既 加 以 所 宜 止 事情 不 依 于 其 至 當 大 也

二 解 委 委 以 或 無 干 關 以 對 小 大 皆 使 大 也 物 上

第 百 五 十 六 條 本 條 三 規 定 大 也 五 個 年 五 時 効

一 種 之 債 權 之 普 通 本 性 實 小 每 年 大 也

定 期 弁 濟 大 為 大 也 善 長 人 也 此 林 是 大 也 而 之 也

元 款 等 有 債 權 內 皆 本 法 中 三 散 見 大 也 規 定 二 依

明 十 七 九 故 三 全 逐 一 之 有 說 明 大 也 人 要

無 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也

右 事 人 示 此 時 効 人 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也 大 也

右者人... (時効) ... 六箇... 通用... 元... 債権

一 般 法 文 八 年 賦 三 分 知 此 元 本 債 権

● 包 含 セ リ ル 下 注 意 ス 此 時 効 ハ 実 ●

二 第 百 五 十 一 條 規 定 ス ル 所 外 債 権

第 百 五 十 七 條 本 條 場 合 於 時 効 ハ 僅

三 年 以 上 成 就 ス 下 更 三 短 力 ●

若 其 期 間 定 ム ル 下 更 三 短 力 ●

力 却 テ 債 務 者 ノ 為 三 不 利 益 ナ ル 下 何 下

レ ハ 債 権 者 ハ 速 二 之 力 弁 済 ヲ 請 求 ス 下

十 然 フ テ 医 師 へ 教 師 等 フ シ テ 病 者 又

ハ 學 生 二 對 シ 寬 ナ ル 一 能 力 ヲ 失 ハ シ ム ル ハ 決

三
テ
其
宜
ヲ
得
ル
モ
ト
云
フ
可
ラ
ス
以
テ
成

第
百
五
十
八
條
本
條
ノ
時
効
ハ
二
年
ヲ
以
テ
成

就
ス
此
ニ
注
意
ス
可
キ
原
則
上
此
債
權
ノ
起
因

久
ル
訴
訟
若
ク
ハ
事
件
カ
終
ハ
ラ
ザ
ル
間
ハ
時
効
停

止
ム
セ
ラ
ル
ト
是
ナ
リ
然
レ
モ
此
場
合
ニ
在
テ
モ

モ
尚
ホ
時
効
ハ
五
年
ニ
制
限
セ
ラ
ル
法
律
カ
此
五

年
ノ
時
効
ヲ
第
百
五
十
六
條
ノ
五
年
ノ
時
効

効
中
ニ
掲
ケ
ザ
ル
所
以
ノ
モ
ト
ハ
此
債
權
ハ
定
期

ノ
性
質
ヲ
有
セ
ザ
ル
カ
為
メ
ナ
リ
此
債
權
ハ
定
期

第
百
五
十
九
條
一
年
ノ
時
効
ニ
罹
ル
三
箇
ノ
債

第百五十九條
三十五年
時効
三箇ノ債

權中定期ノ性質
又有
ハ算ニ第
三ニ掲

債權
ハ賣買及
上ノ事業力
商人

第ニ及
上ノ第
三ノ債權
ハ賣買及
上ノ事業力
商人

利益
為
且其資格
上
為
ハ

ト
本條ノ規定
又適用
ハ
ハ

注意
ハ
此場合
ニ於
テ適用
ハ
ハ

定
ル
時効
ナ
ル

第百六十條
債權カ重要
ヲ減スル
ニ從
ヒ且或

其原由
ニ因リ
或ハ人
ノ身分
ニ依リ
テ久シ

信用
ニ委子
ナル性質
アルニ從
ヒテ時効
ハ

益短三本條外時効ハ三箇ノ債權人為

其六個月外ハ三過キ久而心テ三箇ノ債權

中第一及ヒ第三ハ定期ハ性質ヲ有ス

北北時効ハ最モ短期ハモノナリト言フヲ得

外何トナレハ即時時効ハ第四百四條

外第百三十四條及ヒ第百三十五條ニ於テ

三個月時効ハ二箇ノ場合ヲ規定スレハナリ

第百六十一條三本條三箇年及ヒ六

ヶ月時効ハ短キナハ頗ル弁済ノ推定ヲシテ

其力弱カクシムルモノナリ故ニ斯ノ如キ

其力ヲ弱カシテ三ムルモハ十リ故ニ野ノ如キ

其時効ヲ以テ對抗セラレタル債権者ニ法律

ハ特別ニ此援助外ニ又夕即チ若シ債務者ニ

之ニ表現實ニ弁済セザリシヲ自白セタルト

キル此時効ヲ援用スルニテトテ許サレドモ

ト是レキ此決定タル時効ハ推定タル性質ヨ

リ生ズル結果トシテ四ニ第九十ニ條ノ定メ

タル所ナリ

第百六十二條 辯護士裁判所書記及ヒ公證人

ハ其職務若クハ職業ノ性質ニ依リテ訴訟人

又ハ委託人ヨリ託セラレタル証書其他ノ書

類ノ閲覧スルノ義務アリ故等ノ者其任セ

ルハ其ノ訴訟所為又送達ヲ終ルヤ此事ニ付

未書託セテ其夕ハ書類ヲ返還セザル可ク而

之ヲ寄託ヨリ返還ノ時ニ至ルマテ任意ノ受

託者ハ為スルキ注意即チ自己ノ書類ニ関シ

テ為ス所ト同一ノ注意ヲ以テ此等ノ書類類

ヲ保存スルハ責任アリ財產取得編第百下條

ヲ參看スルハ條ノ意ニ依リテ其ノ責任及

然ルニ此ノ責任及上一個人ノ返還請求訴權

並ニ賠償訴權アリ

並ニ賠償訴權アリ

並... 賤... 詐... 權... 久... 久... 緝... 結... 已... 已... 已... 時... 大

大... 還... 為... 弊... 害... 不... 可... 若... 此... 等... 人... 力... 久... 迄

久... 還... 為... 不... 急... 非... 此... 也... 一... 個... 人... 亦

久... 還... 為... 不... 要... 求... 此... 急... 夕... 毛... 云

久... 還... 為... 不... 旋... 天... 等... 人... 保... 護... 天...

久... 還... 為... 不... 短... 期... 時... 効... 天... 設... 夕... 五... 年... 開... 存... 金... 歸...

久... 還... 為... 不... 第... 百... 六... 十... 三... 條... 前... 揭... 夕... 五... 今... 年... 又... 八... 五...

久... 還... 為... 不... 今... 年... 未... 滿... 人... 時... 効... 八... 并... 濟... 中... 夕... 五... 今... 年... 又... 八... 五... 推

久... 還... 為... 不... 測... 上... 受... 領... 書... 若... 夕... 八... 證... 人... 二... 依... 夕... 并... 濟... 夕... 直... 接

久... 還... 為... 不... 記... 上... 受... 領... 書... 若... 夕... 八... 債... 務... 者... 夕... 為... 夕... 二... 固... 難... 夕... 此... 外

久... 還... 為... 不... 根... 基... 上... 受... 領... 書... 若... 夕... 八... 何... 夕... 十... 夕... 八... 殆... 夕... 每... 日... 二... 夕... 且... 甚... 夕... 僅

高

日 亦 是 凡 金 額 入 年 清 受 領 書 久 保 存 不

正 心 掛 到 庭 為 能 所 十 同 權 之 十 久

必 事 理 變 適 普 衆 心 下 推 以 十 是 并 以 天 法 律

公 年 清 入 推 定 天 以 天 直 接 入 証 據 三 代 入 心 和

長 无 債 務 者 刻 許 也 非 誠 也 每 因 不 善 誤 公 民

然 然 然 若 債 務 者 力 或 心 定 下 入 夕 入 金 額

三 決 定 精 算 三 外 心 斷 定 書 二 依 入 天 其 債 務 天 追

以 認 也 三 庄 八 全 天 事 情 一 變 天 心 毛 入 十 入 是

七 敢 天 更 改 下 心 三 非 天 當 初 入 魚 因 力 一 變 十

天 貸 金 十 為 心 三 非 天 若 三 之 三 反 天 心 十 十 八 債

分 部 力 公 庫 國 府 會 心 心 先 反 持 產 其 也

元貸金... 為ル... 非ス若シ之ニ反スルトキハ債

● 務 債 當 初 八 原 因 二 附 着 二 ル 先 取 特 權 其 他

● 利 益 二 債 權 者 三 失 去 二 本 二 至 二 而 三

子 二 以 三 債 務 者 二 取 二 不 已 二 對 二 更 三

二 有 力 二 証 據 取 二 故 二 弁 済 二 為 二 ト キ 八 通

● 法 八 受 領 書 取 二 之 二 三 十 年 間 保 存 二 ル 力

又 二 債 務 二 額 力 人 證 二 許 二 キ 程 度 二 超 上

サ 八 証 人 二 面 前 二 弁 済 二 ル 力 二 者 中

● 其 一 二 為 二 必 要 二 ル 二 且 斯 二 場 合 二 於

子 二 八 多 年 二 後 人 証 二 供 二 ス ル 二 コ ト 二 八 甚 二 夕 難 二 力

ル 二 二 二

若
三
債務者
二
對
ス
ル
判決
了
リ
之
片
ハ
前者
口

比
シ
層
有
力
ハ
心
債務
ハ
証
據
了
リ
故
ニ
時
効

向
後
三
十
个
年
ヲ
經
キ
レ
ハ
成
就
セ
ル
ハ
コ
ト

卜
勿
論
ナ
リ
ハ
面
前
直
接
非
難
ク
代
テ
卷
中

附
則
ハ
解
ス
ル
ハ
當
テ
信
入
一
十
對
夏
ハ
註
工

新
民
法
ハ
實
施
後
三
ハ
屢
息
ク
煩
難
ナ
ル
ハ
一
ク

新
旧
法
交
涉
ノ
問
題
ヲ
生
ズ
ル
ハ
法
律
上
ハ
債
權
ハ
債

凡
心
法
律
ハ
溯
及
ノ
効
力
ヲ
有
セ
ル
ハ
凡
心
ハ
十
リ
一

明
治
世
三
年
十
月
法
律
第
九
十
七
号
才
二
條
ハ
是

道
理
ハ
公
道
用
之
適
合
セ
ル
原
則
ナ
リ
ト
ス
而

道理公道用ニ適合セル原則ナリト云

三、テ之カ適用ハ時トシテハ甚々困難ナル

工作アリ

然レトモ此点ニ付キ法律ノ種々ノ規定ニ関シ

テ生ズ得ハキ一切ノ場合ヲ想定シ之カ研究

ヲ為ス力如キハ本法ニ於テ為人ノ所

トニ非ズ民法中唯永借権ニ関シ此ノ如キ規

規定ヲ設ケタルノ如キ

本條ハ時効ニ関シ一箇ノ附則ヲ明定シリ

リ是レ實ニ第二ノ例外ト云フヲ得ヘシ

今此例外ヲ設ケタル所以ノモト他トシ必竟

ル
ニ
時効
ノ
法律上
ノ
期限
ニ
存
キ
常
ニ
立法者

又
專斷
ニ
依
テ
定
ル
ニ
力
故
ニ
此
事項

之
周
ニ
テ
旧
法
ト
新
法
ト
ヲ
調
和
ス
ル
モ
亦
法律
ヲ

ヲ
以
テ
為
ス
コ
ト
至
當
ナル
カ
故
ナ
リ

夫
レ
然
リ
法
律
ノ
関
涉
ヲ
要
ス
ル
ハ
旧
法
ノ
期
間

ト
新
法
ノ
期
限
ト
ハ
調
和
ヲ
為
ス
ノ
一
点
ニ
止
ル

凡
本
條
第
一
項
ニ
規
定
ス
ル
事
他
項
ノ
規
則
ノ
如
キ

ハ
証
據
ノ
方
法
ニ
関
ス
ル
新
法
ノ
効
力
ノ
一
般
ノ
原

則
ヲ
以
テ
之
ヲ
補
フ
コ
ト
亦
夕
為
シ
得
ヘ
キ
所
ナ

リ

ル	久	リ	ノ	コ	父	公	●	ナ	然
當時	ハ	子	●	ナ	ル	●	益	然	
=	正	●	法	得	証	若	ナ	ト	
於	●	取	律	ル	=	ク	ナ	次	
テ	、	得	=	ル	関	ハ	カ	点	
此	ナ	若	後	ヤ	シ	私	故	=	
事	リ	ク	日	明	テ	署	=	於	
実	又	ハ	テ	瞭	ハ	ノ	之	テ	
カ	証	免	具	明	新	書	ヲ	モ	
証	ス	責	豫	シ	法	証	明	尚	
人	可	ヲ	々	テ	ハ	次	文	ホ	
=	キ	証	準	當	之	如	=	時	
依	事	ス	備	事	=	キ	揭	効	
レ	実	ル	シ	者	影	豫	ク	ハ	
ル	ノ	ノ	タ	ハ	響	々	ル	特	
証	成	既	ル	互	ヲ	作	ハ	殊	
據	就	得	方	ニ	及	成	甚	ノ	
ヲ	シ	権	法	=	ホ	シ	夕	性	
以	ク	ヲ	=	當	ホ	夕	有	質	
	ハ	有	依	時	ス	夕			

テ 証 シ 得 べ キ ト 事 ハ 新 法 ハ 此 事 實 三 府 テ

人 証 ヲ 禁 ス ル 下 ヲ 得 可 ル 事 リ 故 然

然 三 時 効 々 全 久 異 リ 類 ル 性 質 有 ス ル 証

據 文 以 然 以 臣 敢 テ 推 定 本 力 為 非 何

下 十 八 既 判 力 三 関 シ テ 八 推 定 ノ 權 利 ハ

判 決 時 日 以 取 得 七 三 八 十 一 否 時 間

以 夫 ス ル 二 非 可 成 就 ス ル コ ト 能 ハ

推 定 力 故 十 一 然 八 則 テ 此 時 間 ノ 經

過 不 至 此 期 望 有 ス ル 存 在 此

未 久 既 得 權 存 七 不 此 三 於 天 乎 法 律 力 此

十	夕	フ	八	又	止	示	時
九	●	云	章	條	中	示	効
權	多	フ	二	件	断	ル	ヲ
能	カ	禁	掲	ト	及	所	シ
ノ	ラ	止	ケ	ハ	ヒ	タ	テ
時	ス	ハ	ル	主	停	リ	新
効	之	必	取	ト	止	剩	大
ニ	ヲ	要	得	テ	ト	ハ	ル
權	例	ナ	及	第	掲	本	規
ヲ	ス	ル	ヒ	五	ケ	條	則
サ	ニ	件	免	章	テ	ハ	及
ル	不	ノ	責	第	故	以	ヒ
丁	融	欠	ノ	六	ヲ	事	條
第	通	缺	時	章	ニ	ニ	件
九	物	ノ	効	第	之	関	ニ
十	及	外	ノ	七	ヲ	シ	後
四	ヒ	其	條	章	明	條	ハ
條	算	数	件	第	ナ	件	シ
及	純	甚	ノ	ノ	ラ	禁	ハ

三
 二
 未
 久
 既
 得
 權
 存
 セ
 ス
 此
 二
 於
 天
 乎
 法
 律
 九
 此

七 五 第 九 十 五 條 豫 時 効 ヲ 抛 棄 スル 能 ハ 卅 日

ル 二 十 一 第 百 條 一 等 是 十 卅 而 以 之 中 斷 及 七 傳

止 八 原 因 八 第 三 章 及 七 第 四 章 八 規 定 八 九 所

十 卅 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日

終 卅 二 臨 天 研 究 八 可 キ 八 期 限 八 問 題 八 規 定 是

レ 法 律 力 特 別 二 且 區 別 ヲ 設 之 明 力 二 規 定

七 卅 九 日 可 力 外 卅 九 日 所 十 九 日 第 二 項 及 七 第 三

項 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日

第 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日

力 卅 九 日 軟 例 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日 卅 九 日

カ
軟
例
新
法
十
五
年
ト
ル
所
旧
法
ニ
於

正	ヲ	ノ	ル	然	ノ	ノ	更	ハ	テ
ノ	●	如	期	然	ト	如	更	既	●
所	害	如	限	然	ト	キ	至	二	三
有	ニ	ノ	ニ	ト	云	ハ	十	十	十
者	テ	ハ	全	又	ノ	其	五	年	年
ハ	即	右	ク	其	地	位	年	ノ	カ
尚	時	ノ	充	旧	ヲ	困	ノ	占	ン
ホ	ニ	設	當	占	難	ナ	占	有	カ
旧	成	例	ス	有	ナ	ラ	有	者	カ
法	就	ニ	ル	ヲ	ナ	シ	ヲ	力	新
ニ	久	於	テ	以	シ	ム	為	ニ	法
從	ヘ	テ	ヲ	テ	ム	ル	ス	モ	實
ヒ	キ	時	得	新	ル	要	コ	拘	施
殘	カ	効	ス	法	ハ	セ	ト	ハ	ノ
餘	故	ハ	何	ノ	甚	ス	ヲ	ラ	時
ク	ナ	真	ト	必	夕	ス	要	ス	力
ル	リ	ノ	ナ	要	ニ	斯	セ	ス	カ
十	蓋	所	レ	ト	キ	ト	ス	ス	カ
今	シ	有	ハ	ト	モ	ト	ス	ス	カ
年	真	者	ス	ト	ト	ト	ス	ス	カ

人。間ニ時効ヲ防クノ意思ナリシコト蓋シ疑

ナキ。ナリ。新法ニ適用スルニ

立法者ノ決定ハ此ニ箇ノ利害ヲ調和スルノ

ナリ。全ク是レノ

此新ノ如キ場合ニ於テ右有者ハ尚ホ不足スル

拾年ヲ經過シタルトキ旧時効ヲ成就スヘシ

然ルニ右ト同一ノ設例ニ於テ新法實施ノ當

時僅ニ五年ノ右有テハ爲シタルニ過キカニ

トキハ右有者ハ新時効ノ利益ヲ享受シ然

レトキ此場合ニ於テハ旧占有ノ五年ヲ利用

リ	故	レ	ニ	然	サ	ウ	第	ノ	ス
●	ニ	ヲ	經	然	ル	ニ	●	時	ル
扣	此	參	過	十	カ	短	二	効	得
除	時	酌	シ	七	故	カ		ヲ	ス
セ	間	セ	タ	之	ニ	ラ	旧	同	之
ラ	ハ	サ	ル	カ	此	レ	時	時	ヲ
ル	新	ル	時	為	期	欵	効	ニ	換
可	法	ハ	間	メ	間	法	ノ	援	言
キ	律	正	ヲ	右	ヲ	律	期	用	ス
ナ	ニ	當	全	有	延	ハ	間	ス	ル
リ	於	ノ	ク	者	長	此	カ	ル	ニ
	テ	一	無	若	ス	ニ	新	一	占
	要	ニ	効	ク	ル	未	時	ヲ	有
	ス	非	ナ	ハ	一	夕	効	得	者
	ル	サ	ラ	債	ヲ	既	ノ	サ	ハ
	所	ル	シ	務	得	得	期	ル	二
	ノ	ハ	メ	者		權	間	ナ	箇
	時	シ	更	ノ		ア	ヨ	リ	●
	間	此	ニ	已		ラ	リ		
	ヨ	●	之	●		十	更		

此項合ニ於テハ占有ノ五年ヲ扣除

言
抄
為
系

